令和７年度第１回水戸市社会福祉審議会（全体会）次第

日時　令和７年７月 24 日（木）午後２時～
場所　水戸市役所４階　政策会議室

１　開　会

２　福祉部長あいさつ

３　委員長あいさつ

４　委員紹介

５　事務局紹介

６　答申

(1) 水戸市障害者計画（第４次）の策定について【報告】

(2) 水戸市こども計画の策定について【報告】

７　議事

(1) 令和６年度の全体会・各専門分科会の審議結果等について

(2) 令和７年度の全体会・各専門分科会の開催予定について

８　その他

９　閉会

令和７年度第１回水戸市社会福祉審議会（全体会）資料

資料１	水戸市社会福祉審議会（全体会）委員名簿	Ｐ１
資料２	水戸市社会福祉審議会の概要について	Ｐ２
資料３	水戸市社会福祉審議会条例	Ｐ３
	水戸市社会福祉審議会運営要領	Ｐ５
	水戸市社会福祉審議会関連法令	Ｐ６
資料４	令和６年度の全体会・各専門分科会の審議結果等について	Ｐ８
資料５	令和７年度の全体会・各専門分科会の開催予定について	Ｐ11

資料１

水戸市社会福祉審議会（全体会）委員名簿

	氏　名	団体・役職等	備考
委員	有賀　絵理	茨城県地方自治研究センター研究員	
委員	五十嵐　博	水戸地区保護司会会長	
委員	池田　幸也	茨城キリスト教大学非常勤講師	
委員	池田　悠紀	水戸市議会議員	
委員	稲毛　精二	水戸市私立幼稚園協会会長	
委員	岡田　澄子	水戸市民間保育園園長会会長	
委員	鬼澤　真寿	水戸市議会議員文教福祉委員会副委員長	
委員	角田　恒巳	水戸市住みよいまちづくり推進協議会会長	
委員	兼清　紀郎	水戸市障害者（児）福祉団体連合会会長	
委員	菊地　則行	水戸市民生委員児童委員連合協議会会長	
委員	佐藤　裕紀子	茨城大学教育学部教授	
委員	蔀　喜代子	水戸市保健推進員連絡協議会会長	
委員	荘司　良一	水戸市高齢者クラブ連合会理事	
委員	鈴木　宏一	水戸市学校長会会長	
委員	田澤　重伸	水戸市歯科医師会会長	
委員	土屋　和子	茨城大学人文社会科学部講師	
委員	中庭　由美子	水戸市議会議員	
委員	滑川　友理	水戸市議会議員	
委員	林　由香里	水戸市地域女性団体連絡会	
委員	細田　弥太郎	水戸市医師会会長	
委員	保立　武憲	水戸市社会福祉協議会会長	
委員	武藤　邦彦	水戸地区社会福祉法人連絡会副会長	
委員	谷萩　美智子	水戸市ボランティア連絡協議会会長	
委員	山本　大	水戸薬剤師会副会長	
委員	綿引　健	水戸市議会議員副議長	

（25名）　　任期：～令和８年５月26日（敬称略，五十音順）

資料２

水戸市社会福祉審議会の概要について

１　社会福祉審議会の概要

社会福祉審議会は社会福祉法第７条第１項の規定により設置され，社会福祉に関する事項を調査，審議するものです。

２　委員・臨時委員

社会福祉審議会には委員のほか，特別の事項を調査審議するための臨時委員を置くことができます。

委員及び臨時委員は，社会福祉法第８・９条の規定により，本市の市議会議員，社会福祉事業に従事する者及び学識経験者のうちから市長が任命します。

また，専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は，水戸市社会福祉審議会条例第７条第２項の規定により，委員長が指名します。

３　組織

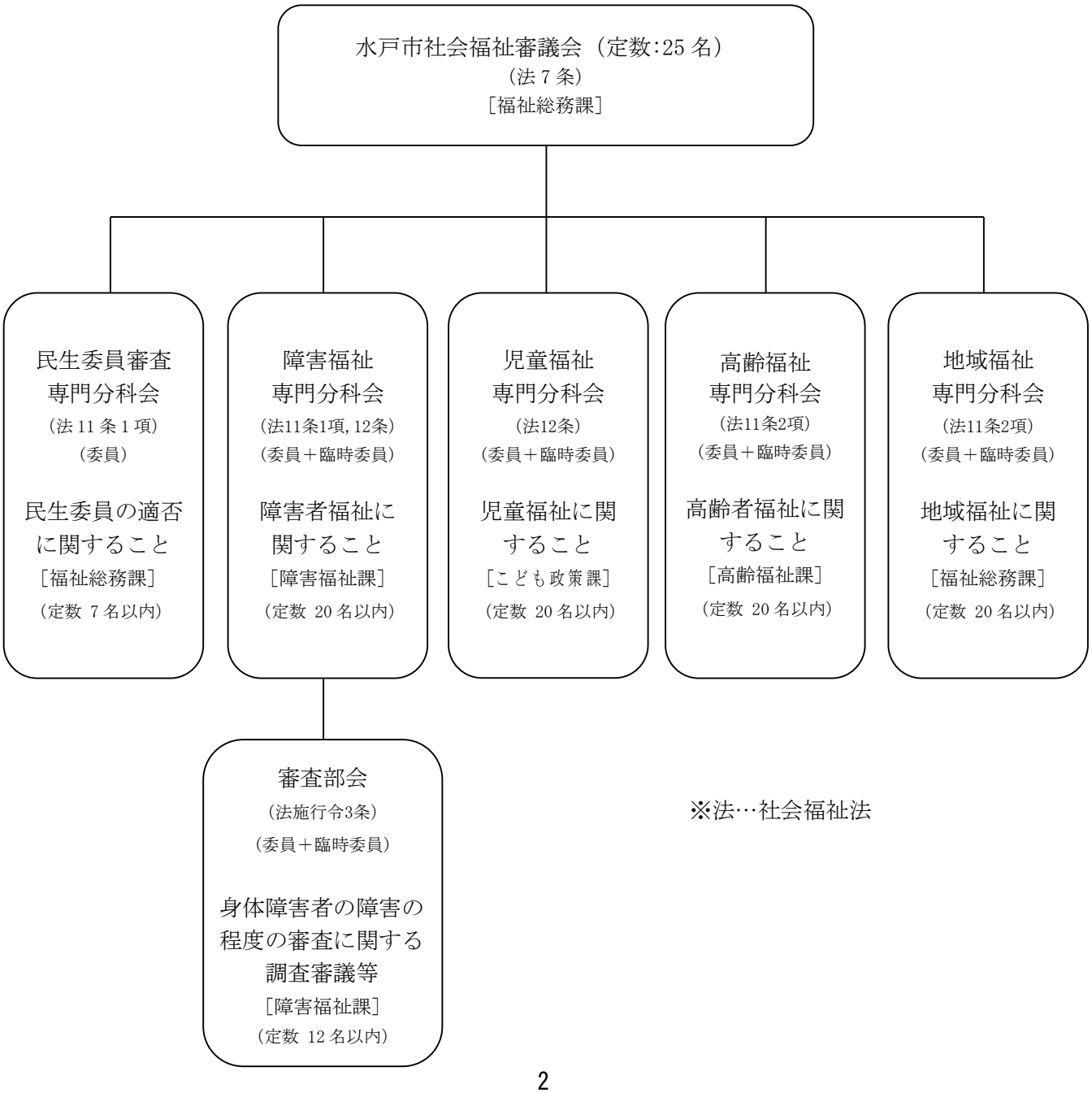

※法…社会福祉法

資料３

水戸市社会福祉審議会条例

（趣旨）

第１条　この条例は，社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第７条第１項，就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第１項の規定に基づき設置する水戸市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（令５条例36・一部改正）

（所掌事項）

第２条　審議会は，市長の諮問に応じ，次の各号に掲げる事項を調査審議する。

(1) 法第７条第１項に規定する社会福祉に関する事項

(2) 就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条に規定する事項，子ども・子育て支援法第72条第１項各号に掲げる事項その他の児童福祉に関する事項

(3) 精神障害者の福祉に関する事項

（令５条例36・一部改正）

（委員の定数）

第３条　委員の定数は，25人とする。

（任期）

第４条　委員の任期は，２年とする。ただし，補欠により任命された委員の任期は，前任者の残任期間とする。

２　法第９条第１項に規定する臨時委員（以下「臨時委員」という。）の任期は，その任務の達成に必要な期間とする。

３　委員は，再任されることができる。

（委員長の職務代理）

第５条　委員長に事故あるとき，又は委員長が欠けたときは，あらかじめ委員の互選により置く副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第６条　審議会は，委員長が招集し，委員長は，会議の議長となる。

２　審議会は，委員の２分の１以上の出席がなければ開くことができない。

３　審議会の議事は，出席委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，委員長の決するところによる。

４　特別の事項について議事を開き，決議を行う場合における臨時委員に関する前２項の規定の適用については，当該臨時委員は，委員とみなす。

（専門分科会）

第７条　法第11条及び第12条の規定に基づき，審議会に次の各号に掲げる専門分科会を置き，当該各号に定める事項を調査審議させる。

(1) 民生委員審査専門分科会　民生委員の適否の審査に関する事項

(2) 障害福祉専門分科会　身体障害者，知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項

(3) 児童福祉専門分科会　児童並びに母子及び父子の福祉に関する事項（子ども・子育

て支援に関する事項を含む。）
(4) 高齢福祉専門分科会　高齢者の福祉に関する事項
(5) 地域福祉専門分科会　地域福祉に関する事項
2　専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は，委員長が指名する。
3　専門分科会に，専門分科会長及び専門分科会副会長を置く。
4　専門分科会長及び専門分科会副会長は，その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選により選出し，専門分科会の運営については，前条の規定を準用する。
5　専門分科会の決議（民生委員審査専門分科会以外の専門分科会にあっては，重要又は異例な事項に関する決議を除く。）は，これをもって審議会の決議とする。
（審査部会）
第８条　社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第３条第１項の規定に基づき，障害福祉専門分科会に審査部会を置き，次の各号に掲げる事項を調査審議させる。
(1) 身体障害者の障害程度の審査に関する事項
(2) 身体障害者手帳の交付申請に係る医師の指定又は指定の取消しに関する事項
(3) 指定自立支援医療機関（精神通院医療に係るものを除く。）の指定又は指定の取消しに関する事項
2　審査部会に部会長及び副部会長を置く。
3　部会長及び副部会長は，審査部会に属する委員及び臨時委員の互選により選出し，審査部会の運営については，第６条の規定を準用する。
4　審査部会の決議は，これをもって審議会の決議とする。
（庶務）
第９条　審議会の庶務は，福祉部において行う。
（補則）
第10条　この条例に定めるもののほか，必要な事項は，別に定める。
付　則
（施行期日）
1　この条例は，令和２年４月１日から施行する。
（水戸市障害者施策推進協議会条例等の廃止）
2　次の各号に掲げる条例は，廃止する。
(1) 水戸市障害者施策推進協議会条例（平成４年水戸市条例第44号）
(2) 水戸市高齢者保健福祉推進協議会条例（平成10年水戸市条例第２号）
(3) 水戸市地域福祉推進委員会条例（平成18年水戸市条例第４号）
(4) 水戸市子ども・子育て会議条例（平成25年水戸市条例第35号）
（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
3　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成３年水戸市条例第１号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
付　則（令和５年７月26日条例第36号）
この条例は，公布の日から施行する。

水戸市社会福祉審議会運営要領

（趣旨）

第１条　この要領は，水戸市社会福祉審議会条例（令和元年水戸市条例第 91 号）第 10 条の規定に基づき，水戸市社会福祉審議会の運営に関し，必要な事項を定めるものとする。

（会議の特例）

第２条　委員長，専門分科会長及び審査部会長は，緊急やむを得ない理由がある場合には，委員に対し書面により意見を求めることによって，会議の開催に代えることができる。

（報告）

第３条　専門分科会長は，所掌事項について調査審議が終了したときは，その結果を委員長に報告するものとする。

（定数及び庶務）

第４条　次の号に掲げる専門分科会等の定数及び庶務については，次のとおりとする。

専門分科会等の名称	定数	庶務担当部課
民生委員審査専門分科会	７名以内	福祉部福祉総務課
障害福祉専門分科会	20 名以内	福祉部障害福祉課
障害福祉専門分科会審査部会	12 名以内	福祉部障害福祉課
高齢福祉専門分科会	20 名以内	福祉部高齢福祉課
児童福祉専門分科会	20 名以内	こども部こども政策課
地域福祉専門分科会	20 名以内	福祉部福祉総務課

（補則）

第５条　この要領に定めるもののほか，必要な事項は，別に定める。

付　則

この要領は，令和２年４月１日から施行する。

付　則

この要領は，令和２年５月 11 日から施行する。

付　則

この要領は，令和２年９月１日から施行する。

付　則

この要領は，令和３年５月 11 日から施行する。

付　則

この要領は，令和４年４月１日から施行する。

水戸市社会福祉審議会　関連法令

○社会福祉法

（地方社会福祉審議会）

第７条　社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため，都道府県並びに地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第１項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第 252 条の 22 第１項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

２　地方社会福祉審議会は，都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し，その諮問に答え，又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

（委員）

第８条　地方社会福祉審議会の委員は，都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員，社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから，都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（臨時委員）

第９条　特別の事項を調査審議するため必要があるときは，地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

２　地方社会福祉審議会の臨時委員は，都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員，社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから，都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（委員長）

第 10 条　地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長１人を置く。委員長は，会務を総理する。

（専門分科会）

第 11 条　地方社会福祉審議会に，民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため，民生委員審査専門分科会を，身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため，身体障害者福祉専門分科会を置く。

２　地方社会福祉審議会は，前項の事項以外の事項を調査審議するため，必要に応じ，老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

（地方社会福祉審議会に関する特例）

第 12 条　第７条第１項の規定にかかわらず，都道府県又は指定都市若しくは中核市は，条例で定めるところにより，地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。

２　前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては，前条第１項中「置く」とあるのは，「，児童福祉に関する事項を調査審議するため，児童福祉専門分科会を置く」とする。

（政令への委任）

第 13 条　この法律で定めるもののほか，地方社会福祉審議会に関し必要な事項は，政令で定める。

〇社会福祉法施行令

（民生委員審査専門分科会）

第２条　民生委員審査専門分科会に属すべき委員は，当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会（法第７条第１項に規定する地方社会福祉審議会をいう。以下同じ。）の委員のうちから，委員長が指名する。

２　民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は，当該委員について，委員長は，前項の規定による指名を取り消すことができる。

３　民生委員審査専門分科会の決議は，これをもつて地方社会福祉審議会の決議とする。

（審査部会）

第３条　地方社会福祉審議会は，身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため，身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設けるものとする。

２　審査部会に属すべき委員及び臨時委員は，身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから，委員長が指名する。

３　地方社会福祉審議会は，身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたときは，審査部会の決議をもつて地方社会福祉審議会の決議とすることができる。

資料４

令和６年度の全体会・各専門分科会の審議結果等について

(1) 全体会

水戸市社会福祉審議会条例に基づき，各専門分科会の審議に係る令和５年度の結果及び令和６年度の開催予定等について報告を行った。

回数	開催日	主な議題等	内容・結果等
第１回	６月 19 日(水)	(1) 答申 ・水戸市地域福祉計画（第４次）の策定について ・水戸市第９期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について【報告】 ・水戸市第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画の策定について【報告】 (2) 諮問 ・(仮称) 水戸市こども計画の策定について (3) 各専門分科会及び部会委員の指名 (4) 令和５年度の全体会・各専門分科会の審議結果等について (5) 令和６年度の全体会・各専門分科会の開催予定について	全体会１回，民生委員審査１回，障害福祉２回，同審査部会６回，高齢福祉４回，児童福祉２回，地域福祉３回

(2) 民生委員審査専門分科会

水戸市社会福祉審議会条例第２条に基づき，民生委員推薦候補者の審議を行い，計３名の民生委員児童委員の候補について適任と認めた。

回数	開催日	主な議題等	内容・結果等
第１回	10 月７日(月)	民生委員推薦候補者について	３地区　３名選出

(3) 障害福祉専門分科会

水戸市社会福祉審議会条例第２条に基づき，水戸市障害者計画（第４次）について審議を行った。

回数	開催日	主な議題等	内容・結果等
第１回	10 月 30 日(水)	(1) 水戸市障害者計画（第４次）（素案）について	水戸市障害者計画（第４次）（素案）についての説明
第２回	12 月 17 日(火)	(1) 水戸市障害者計画（第４次）（案）について (2) 総量規制について	水戸市障害者計画（第４次）（案）及び総量規制についての説明

(3)-1 障害福祉専門分科会審査部会

水戸市社会福祉審議会条例第２条に基づき，身体障害者福祉法施行令第５条第１項における身体障害者手帳交付申請書に添付された診断書・意見書の障害程度について審議を行った。

また，水戸市社会福祉審議会条例第２条に基づき，身体障害者福祉法第 15 条第１項に基づく医師の指定に関する事項について審議を行った。

回数	開催日	主な議題等	内容・結果等
第１回	５月 23 日(木)	身体障害者福祉法第 15 条第１項に基づく医師の指定に関する事項	種目　肢体不自由 医師　１名指定
		身体障害者手帳交付申請書に添付された診断書・意見書の疑義に関する事項	診断書等の障害程度　計 14 件 該当 14 件
第２回	７月 25 日(木)	身体障害者福祉法第 15 条第１項に基づく医師の指定に関する事項	種目　視覚，肢体不自由 医師　２名指定
		身体障害者手帳交付申請書に添付された診断書・意見書の疑義に関する事項	診断書等の障害程度　計４件 該当３件，非該当１件
第３回	９月 26 日(木)	身体障害者福祉法第 15 条第１項に基づく医師の指定に関する事項	種目　肢体不自由 医師　１名指定
		身体障害者手帳交付申請書に添付された診断書・意見書の疑義に関する事項	診断書等の障害程度　計２件 該当２件
第４回	11 月 28 日(木)	身体障害者福祉法第 15 条第１項に基づく医師の指定に関する事項	種目　聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく，肢体不自由，呼吸器，ぼうこう・直腸，小腸 医師　５名指定
		身体障害者手帳交付申請書に添付された診断書・意見書の疑義に関する事項	診断書等の障害程度　計５件 該当５件
第５回	１月 23 日(木)	身体障害者手帳交付申請書に添付された診断書・意見書の疑義に関する事項	診断書等の障害程度　計１件 該当１件
第６回	３月 27 日(木)	身体障害者福祉法第 15 条第１項に基づく医師の指定に関する事項	種目　視覚，聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく 医師　２名指定
		身体障害者手帳交付申請書に添付された診断書・意見書の疑義に関する事項	診断書等の障害程度　計１件 該当１件

(4) 高齢福祉専門分科会

水戸市社会福祉審議会条例第２条に基づき，第８期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の進捗管理を行った。

回数	開催日	主な議題等	内容・結果等
第１回	11 月 12 日(火)	(1) 計画の進捗管理（事業評価）について	第８期計画の進捗状況（事業評価）の報告
第２回	１月 21 日(火)	(1) 水戸市地域包括支援センターの体制の見直しについて	見直しの方針等についての説明
第３回	２月 25 日(火)	(1) 水戸市地域包括支援センターの体制の見直しについて	見直しの方針等についての報告

(5) 児童福祉専門分科会

水戸市社会福祉審議会条例第２条に基づき，水戸市こども計画の策定に係る審議，第２期子ども･子育て支援事業計画の進捗管理等を行った。

回数	開催日	主な議題等	内容・結果等
第１回	７月 18 日(木)	(1) 特定教育・保育施設，特定地域型保育事業の利用定員及び待機児童数について (2) 特定教育･保育施設の設置計画承認について (3) 水戸市第２期子ども･子育て支援事業計画の事業進捗について (4) （仮称）水戸市こども計画策定基本方針について	利用定員，待機児童数と推移について 幼保連携型認定こども園設置計画について 第２期計画の進捗状況等について 策定基本方針について
第２回	10 月１日(火)	(1) （仮称）水戸市こども計画（素案）について	施策の体系，展開等について
第３回	11 月６日(水)	(1) （仮称）水戸市こども計画（素案）について	子ども･子育て支援事業計画について
第４回	１月 22 日(水)	(1) 水戸市こども計画（案）について (2) 答申（案）について	計画（案）について 答申（案）について
第５回	２月 21 日(金)	(1) 特定教育・保育施設，特定地域型保育施設の認可・廃止，利用定員の変更について (2) 水戸市乳児等通園支援事業所の認可について	廃止，移行，利用定員，事業者の変更について 制度の概要，令和７年度の認可について

(6) 地域福祉専門分科会

水戸市社会福祉審議会条例第２条に基づき，水戸市地域福祉計画（第３次）の進捗管理等を行った。

回数	開催日	主な議題等	内容・結果等
第１回	８月 29 日（木）	(1) 水戸市地域福祉計画（第３次）の評価について (2) 水戸市地域福祉計画（第４次）について	第３次計画の進捗状況の報告 第４次計画の概要説明

資料５

令和７年度の全体会・各専門分科会の開催予定について

(1) 全体会

回数	開催予定日	主な議題等
第１回	７月 24 日(木)	(1) 答申 水戸市障害者計画（第４次）の策定について【報告】 水戸市こども計画の策定について【報告】 (2) 令和６年度の各専門分科会の審議結果等について (3) 令和７年度の各専門分科会の開催予定について

(2) 民生委員審査専門分科会

回数	開催予定日	主な議題
第１回	９月１日(月)	民生委員推薦候補者について　※一斉改選に係る審議
第２回以降	随時	民生委員推薦候補者について

(3) 障害福祉専門分科会

回数	開催予定日	主な議題等
第１回	12 月	(1) 水戸市障害者計画（第４次）の進捗管理について (2) 水戸市第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画の進捗管理について

(3)-1 障害福祉専門分科会審査部会

回数	開催予定日	主な議題等
第１回	５月 22 日(木) ※開催済み	身体障害者福祉法第 15 条第１項に基づく医師の指定に関する事項 身体障害者手帳交付申請書に添付された診断書・意見書の疑義に関する事項
第２回	７月 24 日(木)	身体障害者福祉法第 15 条第１項に基づく医師の指定に関する事項 身体障害者手帳交付申請書に添付された診断書・意見書の疑義に関する事項
第３回	９月 25 日(木)	身体障害者福祉法第 15 条第１項に基づく医師の指定に関する事項 身体障害者手帳交付申請書に添付された診断書・意見書の疑義に関する事項
第４回	11 月 27 日(木)	身体障害者福祉法第 15 条第１項に基づく医師の指定に関する事項 身体障害者手帳交付申請書に添付された診断書・意見書の疑義に関する事項
第５回	１月 22 日(木)	身体障害者福祉法第 15 条第１項に基づく医師の指定に関する事項 身体障害者手帳交付申請書に添付された診断書・意見書の疑義に関する事項
第６回	３月 26 日(木)	身体障害者福祉法第 15 条第１項に基づく医師の指定に関する事項 身体障害者手帳交付申請書に添付された診断書・意見書の疑義に関する事項

(4) 高齢福祉専門分科会

回数	開催予定日	主な議題等
第１回	10 月	(3) 水戸市第９期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の進捗管理（事業評価）について

(5) 児童福祉専門分科会

回数	開催予定日	主な議題等
第１回	７月	(1) 特定教育・保育施設，特定地域型保育事業の利用定員及び待機児童数について (2) 特定地域型保育事業の設置者変更及び休止について (3) 市立保育所の在り方と今後の方針について (4) 水戸市第２期子ども・子育て支援事業計画（量の見込みと確保方策）の事業進捗について (5) 水戸市こども計画の事業進捗について
第２回	２月	(1) 特定教育・保育施設，特定地域型保育事業の廃止及び利用定員の変更について (2) 水戸市乳児等通園支援事業所の認可について

(6) 地域福祉専門分科会

回数	開催予定日	主な議題等
第１回	９月	(1) 水戸市地域福祉計画（第４次）における関連事業の評価について (2) 重層的支援体制整備事業の概要について
第２回	２月	(1) 重層的支援体制（案）について